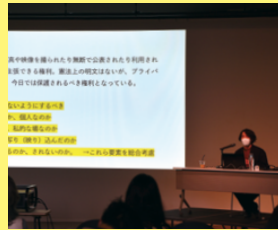


SCARTS Lecture Series for ARTIST vol.5 /// Public Report

作品と制作者の権利を守りたい！ アーティストのための法律相談所

公開レポート



2022.3.5 (sat)

@ 札幌市民交流プラザ 2階 SCARTS スタジオ

主催：札幌文化芸術交流センター SCARTS(札幌市芸術文化財団)

協力：札幌市図書・情報館、なえぼのアートスタジオ



講師

川上 大雅 氏

弁護士、弁理士、ギャラリー「salon cojica」ディレクター

Profile

1980年札幌市生まれ。弁護士・弁理士。2008年に弁護士登録。札幌市内の事務所にて勤務。2010年にギャラリー「salon cojica」を開廊。2014年「札幌北商標法律事務所」開所、同所にギャラリーsalon cojicaを移転し、現在に至る。美術と法律のあいだで、様々な側面からクリエイターを支えている。近年の関わりとして「なえぼのアートスタジオ」「geidaiRAM」など。著書に「駆け出しクリエイターのための著作権Q&A」(玄光社)がある。

| | | |
|---|----------------------|-----------|
| 1 | 知的財産ってなんだろう？ | 01 |
| 2 | 知的財産権のひとつに「著作権」があります | 01 |
| 3 | 「著作権」とは、著作物を保護するものです | 02 |
| 4 | 著作物にならないものとは？ | 03 |
| 5 | 「著作権」の内容 | 05 |
| 6 | 「著作権」を侵害すると… | 05 |
| 7 | 「著作権」侵害が成立する要件 | 06 |
| 8 | 他人の著作物を使える場合もあります | 07 |
| 9 | まとめ | 09 |
| | Q & A | 10 |

編集・ライティング
児玉源太郎（株式会社造形）

デザイン
曾我部浩輔（株式会社造形）

イラスト
zekky



※本セミナーの内容は2022年3月5日現在の法令に基づいています。

※こちらで提供する情報は著作権法で保護されています。著作権法に定められた範囲内で使用する場合を除き、無断で当サイト内の情報を複製、転載、改変、編集、販売等を行うことはできません。

1

知的財産ってなんだろう？



「知的財産」とは、人間の知的活動によって生み出されたもの。
 カタチが曖昧なものが多く、中でも特に大事だと認められたものが法律で保護されています。

法律上はこのように定められています

○ 知的財産基本法2条

第2条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の **創造的活動により生み出されるもの**（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、**産業上の利用可能性**があるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して **法令により定められた権利** 又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

知的財産

人間の知的活動によって生み出されたアイデアや創作物で、
 財産的な価値をもつもの。

知的財産権

知的財産の中で、特許権や実用新案権など、法律で規定された
 権利や法律上保護される利益に係る権利として保護されるもの。

2

知的財産権のひとつに「著作権」があります。



例えば、スマートフォンやタブレットの中にも、たくさんの知的財産が詰まっています、
 それぞれがいろんな知的財産権で保護されています。
 アーティストと関わりが深い映像・音楽・画像などのコンテンツは「著作権法」が該当します。

スマートフォンやタブレットの中の知的財産



- 技術 特許法・実用新案法で保護
- 商品のデザイン 意匠法で保護
- 商品名・サービス名 商標法で保護
- 映像・音楽・画像など 著作権法で保護

3

「著作権」とは、著作物を保護するものです。

「著作権法」は、著作物を保護している法律。

著作権を侵害しているかどうかを判断するには、まずそれが「著作物に該当するのか」
「どの著作物に該当しているのか」を考える必要があります。



著作物とは

○ 著作物(著作権法2条1項)

- ・ 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの
- ・ 思想又は感情を創作的に表現
- ・ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲
- ・ 無方式主義、自然主義、死後(公表後)70年間保護

簡単に言うと、**創作的な表現で、範囲が定められているもの。**

- 登録する必要がなく、つくった時点で著作物としての権利が発生する。
- 創作的な表現であれば、上手い下手を問わない。
- 著作物として認められると70年もの間、ずっと保護される。

範囲はどのように定められています

○ 著作物の例(著作権法10条)

1 言葉(小説・脚本・講演)

4 美術

7 映画

2 音楽(歌詞・楽曲)

5 建築

8 写真

3 舞踊・無言劇

6 図形

9 プログラム

4 著作物にならないものとは？

下記のウェブサイトには著作物の範囲である「言葉」や「美術」「写真」が含まれていますが、果たして著作物でしょうか？ 実はこれらのすべてが著作物になるわけではありません。著作権を知るためには、著作物にならないものを知っておくことが大切です。

出典：札幌文化芸術交流センターSCARTSウェブサイト
 (https://www.sapporo-community-plaza.jp/scarts.php)



著作権で保護されないものの典型例



これらは著作物として認められていない。中でも「ありふれた表現」「アイデア」などイメージしにくいものもあり、著作権法を学ぶ人もこのあたりで最初につまずきやすい。

4

著作物にならないものとは？

〈 ありふれた表現 〉

短いもの、単純なもの、定石的なものなど、出来の良し悪しに関わらず、表現がありふれているものは創作性がないので著作物として認められません。

実際の判例

CASE 1

A・Bさん、赤倉温泉でアツアツの足湯体験
知的財産高等裁判所平成17年10月6日判決(YOL事件)

客観的な事実関係をそのまま記載したもので、表現上、特段の工夫もみられない。「アツアツ」との表現も普通に用いられる極めて凡俗な表現にすぎない。そして、「アツアツ」という一つの言葉から、仲睦まじい様子と湯に足を浸している様子の双方が連想されるとしても、そのような表現も通常用いられるありふれたものであるといわざるを得ない。

→ 著作物ではない

CASE 2

ボク安心 ママの膝よりチャイルドシート
東京高等裁判所平成13年10月30日判決(スローガン事件)

○3句構成からなる5・7・5調(正確な字数は6字、7字、8字)調を用いて、リズムカルに表現されていること
○「ボク安心」という語が冒頭に配置され、幼児の視点から見安心できるとの印象、雰囲気が表現されていること
○「ボク」や「ママ」という語が、対句的に用いられ、家庭的なほのぼのとした車内の情景が効果的かつ的確に描かれているといえること
などの点に照らすならば、筆者の個性が十分に発揮されたものといえることができる。

→ 著作物である

「俳句」といった短い表現でも創作性があればOK。SNSへの書き込みなども同じ

〈 アイデア 〉

著作権法は「表現を保護するもの」。

完成したものが対象なので、そこに至るまでの方法論や技法、着想などのアイデアは保護の範囲外。

著作権を学ぶ上では、「アイデアは著作物ではない」ということだけは覚えておくこと。
しかし、近年はコンセプトと作品が近くなってきているため、「表現」という点では判断に迷ったり、問題になったりしやすいので注意深く配慮する必要がある。

〈 題名・名称 〉

タイトルには著作物性が認められない場合が多いです。
ただし、あまりに長い場合には別途著作物性が検討されることもあります。

5

「著作権」の内容

「著作権」は、支分権という

“たくさんの権利の束”で構成されていて、著作者には以下のすべての権利が与えられます。



著作権の内容(支分権)

複製権

コピーをする権利

上演・演奏権

上演、演奏する権利

上映権

映す権利

公衆送信権

インターネットに載せる権利

口述権

話す権利

展示権

展示をする権利

頒布権

配る権利

譲渡権

渡す権利

貸与権

貸す権利

翻訳権・翻案権

変える権利

さらに下記の権利も関わってきます。

著作権人格権(公表権・氏名表示権・同一性保持権)

公表のタイミングを決める権利、
氏名のクレジットの有無を決める権利、
他人に変えさせない権利

著作隣接権(録音権・複製権・送信可能化権など)

著作者だけでなく、レコードを録音した人の権利、
演奏する人の権利などの周囲に発生する権利

6

「著作権」を侵害すると…

「著作権」を侵害すると、厳しい罰則も!



著作権侵害、著作権人格権侵害の罰則

民事上の請求

- 侵害行為の差止
- 損害賠償
- 不当利得の返還
- 名誉回復措置の請求 など

刑事罰

- 多額の罰金(1,000万円以下)
- 懲役刑(10年以下)が課されることも。

7

「著作権」侵害が成立する要件



「著作権」を侵害しないために、「著作権」の侵害となる要件を知っておくことも大切です。

著作権侵害の成立要件(一例として翻案権侵害)

著作物であること

当該著作物が原著作物と類似すること

当該著作物が原著作物に依拠して創作されたこと

似ている・似ていないの境界線

裁判例 1

東京高等裁判所
平成13年6月21日判決
(みずみずしいスイカ事件)

類似性が認められた

前面の中央に半分に切った大きな楕円球の西瓜ないし冬瓜を、切り口を上に向けて配置し、その上には、略三角形に切った6切れの西瓜を傾斜させて一列に並べて配置し、半分に切った大きな楕円球の西瓜ないし冬瓜の後方には、大きな円球の西瓜を配置し、その左後方に、(中略)後方には、西瓜にからめた葉や花の付いた蔓を配置し、青いグラデーション用紙により背景を夏(盛夏)の青空を思わせる青色としたという全体の構図において共通。

そして、前面中央の半分に切った大きな楕円球の西瓜ないし冬瓜の上に、三角形に切った6切れの西瓜を、傾斜させて一列に並べて配置した構図においても、共通していることは明らか。



原告イラスト

被告イラスト

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/428/012428_option1.pdf

裁判例 2

東京地方裁判所
平成20年7月4日判決
(博士イラスト事件)

類似性が否定された

ほぼ2頭身で、頭部を含む上半身が強調されて、下半身がガウンの裾から見える大きな靴で描かれていること、顔のつくりが下ぶくれの台形状であって、両頬が丸く、中央部に鼻が位置し、そこからカイゼル髭が伸びていること、目が鼻と横幅がほぼ同じで縦方向に長い楕円であって、その両目の真上に眉があり、首と耳は描かれず、左右の側頭部にふくらんだ髪が生えていることは、きわめてありふれたもので表現上の創作性があるということではできない。

両者は①全体の質感と輝き、顔や全身の縦横の比率、②耳の有無、鼻の形、瞳の色、眉の形と色、髭の色、③角帽の被り方、蝶ネクタイの有無、ガウンのデザインなどにおいて相違。



原告イラスト

被告イラスト

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/606/036606_hanrei.pdf

裁判例 3

東京地方裁判所
平成16年6月25日判決
(LEC出る順事件)

類似性が認められた

人形を肌色一色で表現した上、人形の体型をA型にして手足を大きくすることで全体的なバランスを保ち、手のひらの上に載せた物が見る人の目をひくように強調するため、左手の手のひらを肩の高さまで持ち上げた上、手のひらの上に載せられた物を人形の半身程度の大きさに表現するという表現方法は、原告の思想又は感情の創作的表現というべきであり、原告イラストの特徴的な部分であるといえることができる。

被告イラストは、このような原告イラストの創作的な特徴部分を感得することができるものであるから、原告イラストに類似する。



原告イラスト

被告イラスト

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/235/010235_option1.pdf

裁判例においては「表現上の本質的特徴」が似ているかどうかで判断される。

ただ、著作権侵害が争われた実際の事例から考えてみても、その判断は微妙なことも多い。

8

他人の著作物を使える場合もあります。

他人の著作物を使える場合については、著作権法30条以降に書いてあります。
そこに書かれていない場合は、原則通り著作権者が優先されます。



他人の著作物を自由に使える場合

| | | |
|------|-----------|-------|
| 許諾 | 私的使用目的の複製 | 引用 |
| 教育目的 | 批評、裁判、展示 | 非営利目的 |

など…

〈 許 諾 〉

基本的にはまずここを考えます。依頼する側・依頼される側どちらでも許諾するにあたっては「利用方法および条件の範囲」をあらかじめ決めておくことが大事です。

○ 許諾(著作権法63条)

1. 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。
2. 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。
3. 第1項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。
4. 著作物の放送又は有線放送についての第1項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。
5. 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件(送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。)の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第23条第1項の規定は、適用しない。

8

他人の著作物を使える場合もあります。

〈 引用 〉

引用の要件を満たせば他人の著作物を利用することができます。
引用の要件を満たす必要がありますので、単に©のクレジットなどを表記したり、
引用していることを示せば使ってOKというわけではありません。

○ 引用(著作権法32条)

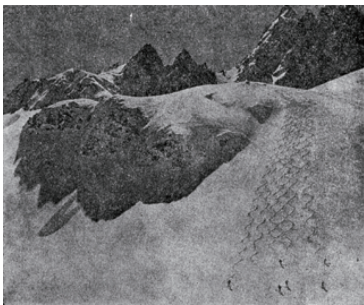
1. 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。
2. 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

引用の条件となる「公正な慣行に合致」「正当な目的」とはなにか？

最高裁判所昭和55年3月28日判例(パロディ・モンタージュ事件)

左側の原告作品を切り取って上の部分にタイヤを足し、タイヤの痕跡のように見せたコラージュ作品。
被告は「引用」としてコラージュが認められると主張したが、以下の要件のもとに引用は認められず、著作権侵害となった。

原告作品



被告作品



https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=14408

○ 引用の要件(著作権法32条など)

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| [1]公表されているものであること | [5]カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること |
| [2]「公正な慣行」に合致すること | [6]引用を行う必然性があること |
| [3]報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること | [7]出所の明示が必要なこと(複製以外はその慣行があるとき) |
| [4]引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること | |

→ 引用には主従関係が明確であること、引用部分が明確になっていることが求められるようになった。

→ この裁判例をきっかけとして他の裁判例でも同様の判断が続くことになり、コラージュやパロディなどで著作物を使用することは非常に難しくなった。

9

まとめ

著作権法は著作者に対して
強いインセンティブを与えるもの。

著作権法の世界は著作者以外には原則NGの世界。

ではどうしたら良いかというと、
これですべてOK!というような必殺技はない。

権利者優先はいわば早いもの勝ちみたいなもの。
ルールとしては分かりやすいですが、
自由な創作の障害になることも多々ありますし、
権利者も権利を主張しにくく、
意外と使い勝手が悪かったりします。

また、アイデアが類似していたりして炎上するなど、
著作権という法律の話ではなく、
モラルの問題に終始してしまうこともあります。

そんな使い勝手が良いようで悪いのが日本の著作権法。

アーティストとしては、
そのような法律であることを踏まえ、
どう振る舞っていくかを、
常に考えて創作していくことが
大切だと私は考えています。





Q & A

Q. 専門学校で教員をしています。
学生の著作権に対する意識がかなり薄いのが現状です。
著作権を知る上で「まずはこれを知っておこう!」と思う事柄は何ですか?

A. 著作権に限らず、日本では高校までに法律を学ぶ機会がほぼないので、法律の考え方自体知らないというのが一般的だと思います。私が大学で著作権を教えるときには、まず前提として、人と人が取引するときのルールを知ってもらうことにしています。取引のルールを考えてもらった上で、その中で知的財産権法、著作権法は、早い者にインセンティブを与える法律、つくった人に絶対的に強い権利が与えられる法律であるということを伝えています。

Q. 著作権を保護する方法はありますか?

A. この質問を受けたときには、「なるべく有名になってください」と答えています。自分のクレジットとセットで多くの人の目に触れるようにすることが、著作権を保護する一番の方法です。

Q. 作品を取り扱う上で、
著作権に関して注意すべき点や手続きの方法はありますか?

A. 権利者にコンタクトを取ることを恐れない、ということです。たとえば音楽ならJASRACやNexTone、文章なら日本文藝家協会といった、著作権を管理する団体や、その他権利者に使用許諾を申請することで使用できます。自分の判断で使用してしまうのではなく、恐れずに権利者に許諾を取ることが大切です。

Q. 写真の無断使用が禁止でも、
写真のスクリーンショットなら使用できますか？

A. 使用できません。スクリーンショットは単なる複製になる場合もありますし、翻案として「二次的著作物」にあたる場合もあり、いずれにせよ元の写真の著作権者にも権利が発生します（著作権法第27条、第28条参照）。したがって、スクリーンショットなら使用できるということにはなりません。

第27条 著作権者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

第28条 二次的著作物の原著作物の著作権者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作権者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

Q. インターネット上の画像は流用しても良いのでしょうか？

A. 画像には著作権が発生する場合がほとんどですから、流用することはできません。

Q. 動画のスクリーンショットを一部使用する場合、
引用可能な範囲はどこまでですか？

A. 著作権法第32条などに定められるいわゆる「引用」の要件を満たす必要があります。主従関係を明確にし、かつ引用部分を明確にするなど要件全てを満たす必要があります。

Q. 動画の著作権に関して、
他の著作物と比べて特に注意すべきことはありますか？

A. 基本的には他の著作物と同じ考え方です。ただし、「動画配信」であればYouTubeに代表されるプラットフォームが存在します。権利者だけでなくプラットフォームが定めた規約等も確認しておくことをおすすめします。

Q. 雑雑誌の写真を参考に人物や風景を描いた場合、販売や展示はできますか？
また、習作として模写することも著作権侵害になりますか？

A. 雑誌の写真を参考にした場合、参考の度合いにもよりますが、複製、翻案のいずれかにあたってくる場合が出てきます。この場合、販売や展示をするには、雑誌の出版社に許諾を求めるなどしなくてはなりません。習作として模写する場合については、私的に使用するという限度であれば問題ないと考えます。

Q. 発注元がデザインファイルを無断使用しています。
著作権やファイルの所有権について教えてください。

A. 契約時にその著作物に関してどのように取り決めたかを確認する必要があります。著作物を納品するというときに、納品と同時に権利の全部を譲渡するような場合と、権利は発注元に留保した上で使用許諾にとどめる場合とがあります。後者であれば、発注元が無断使用するの著作権侵害にあたることが多いと思います。

Q. 既成の商品をモチーフに扱うことがありますが、
注意することはありますか？

A. 現代の作品において、既成の商品を扱うことはよくありますよね。基本的には著作物ではなく「商品」を扱っているので問題にはならないと思います。一方で、その商品に商標となっているようなロゴマークが入っている場合だったり、創作的な図柄が挿入されていたりする場合などには注意が必要です。著作権の侵害や商標権の侵害にあたらぬ時でも、何らかの指摘を受ける可能性があるということは理解しておくといでしょう。

Q. 地元のシンボルをデザインしてトートバッグなどを制作していますが、
街の建造物やモニュメントなどを絵画や商品に取り入れる際に
気をつけた方がいいことはありますか？

A. 街の建造物やモニュメント等の建築物は著作物になり得る一方で、著作権が切れている可能性が非常に高いので、それ自体を用いることは問題ないと思います。ただし、その建造物を撮影した「写真」をモチーフとしている場合には、撮影者に著作権が発生します。写真の画角や色合いそのままに商品として使用する場合には、注意が必要です。
また、建造物の中に商標が入り込んでしまうこともあります。その場合は気をつけてください。建物の所有者や管理者から許諾をもらう方が無難です。たいていはOKをもらえますし、その商品を置いてくださることもあります。

Q. 技法の名称を登録するにはどんな方法がありますか？

A. 商標登録によって技法の名称を登録することは可能です。ただ、技法自体に何らかの権利を与えることは難しく、あくまで名称を登録したという範囲にはとどまってしまう。

Q. TVやイベントの企画を持ち込むと、1年目(もしくは1回目)と一緒にやってアイデアやノウハウを盗まれ、2年目(もしくは2回目)から同じようなことを私抜きで行われるということが度々起こっています。ひどいときは一緒にやることもせず提案した企画をやられていることも…。防ぐことはできますか？

A. まさに「アイデアやノウハウは著作物ではない」という難しい部分ですね…。弱い立場だと文句も言えないと思いますが、出来る限り対等な立場を築く努力をすることが非常に重要です。仰々しくなくても「この限りです、今度やるときは必ず声をかけてね」と決めごとをしておくことです。あるいはお金をちょっと付けるとか。とにかく軽く見られない努力・工夫をすることでしか防ぎようがないと思います。

Q. 街角などでスナップ写真を撮影するとき、どこまで許可が必要なのでしょう。後ろ向きであればOK?など、肖像権やプライバシー権などの権利と表現の自由との両立できる範囲があれば知りたいです。

A. 肖像権は明文の権利ではありませんが、近年は個人情報の保護も大事な社会となってきており、保護に値する権利であることには争いはありません。表現の自由との兼ね合いも大切にしたいところではありますが、最低限、個人が特定できないようにする必要があります。後ろ向きでも個人が特定できるような写真だったらNGだと思います。ただ、突き詰めて考えると、誰もいない写真を使うとか、通りかかった人全員から同意書をもらうとか、非現実的な状況にもなってしまいます。どこまでリスクを負うかという話になってしまうと思います。

Q. ネット上にアップされている他人の写真をベースにイラストなどの作品を制作・発表していたクリエイターが話題になっていますが、自分の写真が知らないところで使われる可能性もあるんだろうなと思います。事前の対策や、起きてしまった事にできる対処法はありますか？

A. 使われたくない写真をアップするときには「無断使用は禁止です。無断使用した場合にはいくら」と注意書きを書いたりすることがあります。写真の価値を明示していないと、訴訟で使用を差し止めることはできても、損害賠償が認められない場合もあります。クレジットをつけ、値段をつけ、表示しておくことが写真を守ることにつながります。

Q. 制作した作品(クライアント作品も含め)の権利を
分かりやすく的確に伝えるためのポイントはありますか？

A. 制作した作品についての仕様書を作りましょう。著作権はクライアントと制作者のどちらにあるのか、使用の範囲、禁止行為などをまとめると思います。

Q. 金銭トラブルに発展しやすい事例はなんですか？

A. トラブルは思わぬところから飛んできます。特にインターネットはどこで誰が見ているかわかりませんから、多くの人に広まる反面、いろいろなところから指摘が飛んできます。インターネットに何かしらを載せるときには注意深く進めることが大切だと思います。

Q. おもちゃ、企業の看板などに手を加えて作品にした場合、
法律に抵触しますか？

A. 著作権に抵触しなくても、商標権を侵害する可能性もあります。作品にどの程度手を加えるかによって考える必要があると思います

Q. 作品の画像にブランド名が入っていない画像を作家がpinkoiなどで使用した場合、誰かに不正利用されたとき当たり前に自分の権利を主張できるのでしょうか？ 画像自体に作家名やブランド名を入れてはいけない、というルールを規制される市場は作家の権利を守る意識はあると思いますか？

A. 使用しているプラットフォームによって変わってくると思います。そのプラットフォームが著作権や商標権に対してどういったスタンスを取っており、どの程度のルールを設けているのか、それを理解した上で対応を考えることが大切だと思います。

Q.

- ・コラージュ作品などで、有名キャラクターなど、他者意匠の「使用」と「写り込み」の境目と解釈の仕方を知りたいです。
- ・街中で撮影したいのですが、通行人などが写り込む場合にどこまで許可が要りますか？
- ・人物以外に、動画への写り込みで気を付けた方がいいものはありますか？
- ・写真や映像に写り込む人は、どこまで配慮する必要がありますか？
- ・公共的な場における表現のボーダーラインを、自分で調べる方法がありますか？

A.

著作物の写り込みに関しては、付随的なものであれば問題ないとされています(著作権法第30条の2参照)。写り込みに関しては文化庁のHPにも詳細・解説が掲載されており、要件などを確認することができるので、そちらに目を通してみてください。通行人などの写り込みについては、肖像権のところでも説明したようなことに気を付ける必要があります。

著作権法第30条の2

(付随対象著作物の利用)

第30条の2 写真の撮影、録音又は録画(以下この項において「写真の撮影等」という。)の方法によつて著作物を創作するに当たつて、当該著作物(以下この条において「写真等著作物」という。)に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物(当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。)は、当該創作に伴つて複製又は翻案することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製又は翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

前項の規定により複製又は翻案された付随対象著作物は、同項に規定する写真等著作物の利用に伴つて利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

文化庁ホームページ「いわゆる「写り込み」等に係る規定の整備について」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/utsurikomi.html>

- Q.
- 外でツアーするときのルールを知りたい。
 - 外で映像を撮影していて警察に事情を聞かれた場合に
どういう説明がいいですか？
 - 外の展示について消防署に確認したところ
「ルールに該当しないから分からない」と言われました。
アートでやろうとすることの多くはルールで定められておらず、
正面から聞くとダメな場合があります。どうすれば良いでしょうか？

- A.
- 一般論として、道路を使用する際は、「道路使用許可」を申請できるのであればしておきましょう。交通の妨害となる恐れがないと思われる場合でも、事前にきちんとおくことが大事で、自分が行う活動が何号に該当するのかを理解しておくようにしましょう。許可を申請できないようなケースの場合には、何か言われたら素直に謝って諦めましょう。

- Q.
- 動く作品でお客さんが怪我をした場合には、どうするべきでしょうか？
 - 不特定多数が入れる作品で人がケガをする、
作品破損のリスクがあるといった場合、保険に入っていなかったときは
どうするべきでしょうか？ 個人で保険に入るべきでしょうか？
 - 作品に破損があり、契約書を交わしていない場合の責任の所在は？

- A.
- ケガをさせてしまったことになるので、損害賠償責任が発生する場合があります。作品の構造もしくは設置に関する不備や欠陥があった場合に、責任を負うことになると思います。ただ、どんなに使い方を気を付けたりルールを設定しても、事故やケガが発生することがあると思います。そのような場合が想定されるときには保険には入っておくべきだと思います。
- 契約書を交わさない中で作品に破損があった場合は、壊した人が責任を負うことになると思いますが、壊れた原因に管理の不備などがあった場合は、展示者が責任を負う場合もあります。

- Q. ・アーティストフィーが労働時間に見合わない問題。
・制作補助アルバイトの雇用契約について教えてください。
 労災などで訴えられるリスクがある？
 拘束時間の上限や休憩のルールを適用した方が良いでしょうか？

A. アーティストの契約は「請負」か「雇用」か「委任」かによって、法律上の扱いがかなり変わります。「請負」の場合は完成して納品するのが大前提。完成して初めて報酬請求権が発生します。「雇用」の場合は手厚く保護されますが労働者になりますので、労働をする必要があります。「委任」は乗り降りが自由ですが、失敗した場合には損害を賠償しなければいけない契約です。逆に言うと、損害賠償さえすればいつでも辞めてもいい。そのように契約によってそれぞれ特徴が違うということを踏まえておきましょう。

アシスタントを雇うことは「雇用」になります。労働者のルールとして労働基準法が定められていますので、拘束時間の上限や休憩のルールなど各種ルールを守らせる必要があります。雇用保険への加入が必要な場合もあります。

- Q. ・ギャラリーからの未払いを防ぐ対策は？
・ギャラリーの未払い問題について、
 特に海外では弁護士費用が高くなってしまっているので訴えられない場合が多く、
 そのような場合はどうすれば良いのでしょうか？
 （弁護士を通じて書類を送る？）

A. 支払ってくれるまで相手をつまえておくしかありません。訴訟を起こすのも手ですが、時間や労力がかかってしまいます。まずは相手が信頼に足る人物かどうかしっかり確認することが大切だと思います。

- Q. ・作品の形態がさまざまなとき、
 自分でどうやって契約書を作れば良いのでしょうか？
・作品の最初の値段交渉～ギャラリー所属契約まで、
 段階を追って知りたい。
・絵画、彫刻、映像、エディションなど、
 メディアごとに適した値段設定方法を知りたい。

A. 時間が足りないなので、個別にぜひご相談ください。

- Q. ・ギャラリーストーカーの問題について知りたい。
・アーティストのセクハラ、パワハラ問題(被害、加害)、
ヌードなど作品のハラスメント問題について知りたい。

A. ストーカーはお客さんではありません。ギャラリーに来てくれた方全員がお客さんではないという考え方でいいですし、その線引きはこちらで決めていいと思います。迷惑行為をするような方に対しては、入場禁止などの措置を取ってしまってもいいと思います。

- Q. ・弁護士に相談するとどのくらいの費用感なのか、
どこから弁護士に相談するレベルなのか、
問題の種別によってどこの弁護士に頼めばいいのかを知りたい。
分からずに相談できない人もいます。
・この件ならこの弁護士という情報をどうすれば知れるのでしょうか？
・訴えられそうなき、訴訟になった場合など、
緊急時の対応はどうしたら良いですか？
・自分の作品が盗用された時の対応、
弁護士に相談するとどうなるのでしょうか？

A. まずどの弁護士でもいいので気軽に相談してみてください。仮に不得意な分野の問題だった場合、別の弁護士を紹介してもらった方がいいです。

- Q. たとえばInstagramの写真にはクレジットを入れていなくて、そこからウェブサイトへ飛ぶと利用規約がトップページに記載されているというような場合、法的拘束力はあるのでしょうか？ それとも写真自体にクレジットを貼らないといけないのでしょうか？

A. 微妙なラインですが、利用規約の存在を主張することはできるかなと思います。ですが、理想は写真の隅にクレジットを入れておくこと。「無断使用禁止」「著作権は〇〇に属します」といった条件まで書いてもいいと思います。使用に関わる料金についても目に付きやすい位置に記載してあると、請求しやすくなると思います。

Q. 許可を得ずに二次的著作を作成することは可能ですか？
訴えられなければ大丈夫？

A. 二次的著作物は原著作物を翻案して作っているため、原作者の許諾がない限りは著作権侵害となります。ですが、コミックマーケットなどで出品されている同人誌やコスプレなどはどうなのかというと、必ずしも全てが許諾を取られているわけではありません。訴えられなければ大丈夫というのはまあその通りですが、不安定なグレーゾーンの上にいるということは理解しておいた方がいいです。

Q. 契約書を自分で作る場合に注意した方がよいことを教えてください。

A. 契約書を自分で作る場合は、難しい言葉にはこだわらず、決めるべきことを順に書いていきましょう。著作権の帰属、作品の使い方などを書きましょう。用途によって「これは絶対ダメな行為」「これは事前に連絡が必要な行為」「これは問題がない行為」など分けて書いておくといいです。

Q. 作品の最初の値段交渉からギャラリーの所属契約までを段階を追って知りたい。

A. 値段は自分で付けるときもあれば、客観的に決まることもあります。誰かが100万円で買ってくれるなら値段は100万円になりますし、1億で買ってくれるなら1億円になります。オークションやメディアでの扱い、市場に出回っている数などの掛け合わせで値段が決まる場合もあります。もし値段を決める立場に立つのなら、他の作品がどのような基準で値段を付けているのか調べるといいと思います。また、オークションは客観的に値段を示してくれるので、参考になると思います。

Q. デザインの仕事をしています。アイデアは著作権にならないとお話されましたが、たとえばクライアントに提案して一度は人の目にふれたものの、採用されなかった没作品を改めて自分の作品として使用するのは可能なのでしょうか？

A. 没作品はクライアントに渡していないため改めて使用できますが、丁寧にやるならば、納品した作品以外の没作品や没案の著作権はこちらにあるということを事前にしっかり伝えておく方がいいと思います。

Q. 演劇の中で詩の一節を使いたい場合、引用していることをどのように伝えたら良いのでしょうか？

A. この場合、引用が成立しない可能性が高いと思います。そのため著作権が保護されている作品なら、権利者に連絡をして許諾を取るべきです。講演会などで文献を紹介する場合は、引用の範囲として処理できると思います。批評なら「この本の〇〇ページには〇〇と書いてあり、私は〇〇と思います」といったように口頭で出どころを伝えることで引用の範囲を明確にし、主従関係を明らかにする必要があります。

Q. 振り付けにはどこまで著作権があり、誰が管理しているのでしょうか？

A. 振り付けは振付師に権利が帰属していますが、著作物として認められるためには、創作性が必要になります。そのため著作物に該当するかどうか一つ一つ判断していかなければなりません。誰かが管理しているというはありませんので、現実的に許諾を受けたり、権利侵害を主張したりするのはなかなか難しいという側面はあります。

Q. 古典技法の作品を作っているのですが、中世の作品には作者が不明な場合があります。例えばピカソがベラスケスの「ラス・メニーナス」を自分流に描いていたりしましたが、自分の崇拜する作家へのオマージュとして作品をつくった場合、タイトルに名前を付ければ著作権を侵害しないことになりますか？

A. それらの古典技法のほとんどが用いられた作品については、著作権が切れていると思いますので、オマージュしても大丈夫かと思います。著作権が切れていない場合でも、技法が似通っているだけだと「アイデアの類似」になるので、それだけで直ちに著作権の侵害にはならないと思います。ですが、技法の類似と言いながら具体的な作品が似てしまう場合があり、その場合はどんなにリスペクトしていても、オマージュであろうが関係なく著作権侵害になってしまいます。
